

## 省エネルギーに関する法律

国会議決第 51/2001/QH10 号下に改正幾つかの条項を含むベトナム社会主義共和国の 1992 年憲法に基づき、

国会は省エネルギーに関する法律を公布する。

### 第 I 章 総則

#### 第 1 条. 適用範囲

この法律は、省エネルギーおよびこの事業の推進に政策・対策またはその実施における組織・各世帯・個人の権利・義務・責任を定める。

#### 第 2 条. 適用対象

本法はベトナム国に在るエネルギーを使用する組織・各世帯・個人に適用される。

#### 第 3 条. 用語の定義

本法で次に掲げる用語の意義は下記の通りに定められる。

1. エネルギーとは、再生可能エネルギーもしくは再生可能ではないエネルギーから直接または加工によって得られる燃料、電気、熱をいう。
2. 再生可能エネルギーではない資源とは石炭、石炭ガス、石油、天然ガス、ウラン鉱石および再生ができない他のエネルギー資源をいう。
3. 再生可能エネルギー資源とは水力、風力、太陽光、地熱、バイオマスおよび再生できる他のエネルギー資源をいう。
4. 燃料とは直接的あるいは処理後間接的に利用され、燃焼に供する物質をいう。
5. 省エネルギーとは生産工程や生活に必要なとされる需要および目標を確保することを図りながら車両および機器の燃費またはエネルギー損失量を削減するための管理対策および技術対策を導入することをいう。
6. エネルギー診断とはエネルギーの消費量（燃費）ならびに省エネの可能性に関する測定・分析・換算・評価およびエネルギーの使用者に対する省エネルギー対策の提案をすることをいう。
7. エネルギーラベルとは、消費者が省エネの車両・機器を識別し選択するために、その車両・機器が消費するエネルギーの種類、エネルギー消費率、エネルギー効率およびその他の情報が記載されるラベルをいう。
8. エネルギーラベリングとは製品・包装パッケージにエネルギーラベルを貼付・印刷・刻印することをいう。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

9. エネルギー効率とは車両または機器が消費するエネルギーを有効なエネルギーに変換する能力を示す数値をいう。

10. 最低エネルギー効率とは車両・機器のエネルギー消費量に対してベトナムの権限機関が定めた消費効率の最低基準をいう。また、その最低基準より下回るエネルギー消費効率をもつ車両・機器は特定の管轄の対象となる。

11. 省エネ商品とはベトナムの権限機関により定めた技術基準・規制に適合した低燃費の車両・機器あるいは遮熱性のある素材をいう。

#### **第4条. 省エネルギーに関する原則**

1. 省エネルギーは、エネルギーに関する戦略・マスタープラン、エネルギー安全保障および環境保護に関する政策に適合する。

2. 省エネルギーは、エネルギー資源の管理・採取の段階にもエンドユーザーの段階にも定期的且つ統一的に行われる。

3. 省エネルギーは、国家管理機関の責務であり、各組織・各世帯・個人・社会全体の権利ならびに義務である。

#### **第5条. 省エネルギーに関するベトナム国の政策**

1. 経済社会の発展に向けた省エネルギーの導入は優先順位上位に位置づけられる。

2. 省エネルギーを促進するために財政的な補助、エネルギー価格への補填およびその他の優遇的政策がある。

3. 省エネルギーに関する研究および技術開発ならびにそれらの技術の導入に取り組み、ベトナムの状況・潜在力に適合した再生可能なエネルギーを開発するための各種の投資を強化し、エネルギー安全保障ならびに環境保護を図る。

4. 省エネの車両・機器の使用、エネルギーラベリング制度の導入を促進し、時代遅れの技術またはエネルギー効率の低い車両・機器の使用を段階的に廃止させる。

5. 組織・各世帯・個人による省エネルギーを促進するためにコンサルタントサービスを推進し、啓蒙活動・教育事業への合理的な投資を勧誘する。

#### **第6条. エネルギー使用に関する戦略・企画および各プログラム**

1. エネルギー使用に関する戦略・企画・プログラムは、次の条件を満たすこととする。

a) 安定的且つ安全的なエネルギーを供給する。エネルギー資源の使用の合理化を図る。

b) 石炭・石油ガス・電力事業およびその他のエネルギーの計画とのバランスを取りながら経済社会発展の戦略・企画・計画に基づいた需要・供給源の見通しを立てる。

c) クリーンエネルギーを合理的に発展させることを優先し、再生エネルギーの使用比率を上げ、省エネルギーを推進する。

d) 省エネの車両・機器・建材を生産する方針を設定し、実施する。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

2. 政府首相はエネルギー使用の戦略・企画・プログラムの構築・実施を指導する。

### 第7条. エネルギー使用に関する統計

本法および統計法の規定に基づく国家統計目標におけるエネルギー使用に関する統計の目標値については、主務である商工省が、その目標値を公表する上で統計に関する国家の関係機関と協同で政府に提案する。

### 第8条. 禁止される行為

1. 国家のエネルギー資源を破壊する行為。
2. 省エネルギーに関する国の優遇政策の対象者の偽造または不正行為。
3. 省エネルギーを管理するとき、私益を目的として職務・権限を乱用する行為。
4. エネルギーラベリング、その検査、広告およびその他の活動において、車両・機器のエネルギー効率に関して不正な情報を故意に提供することによって国家の利益、組織・各世帯・個人の権利または合法的利益に損害を与える行為。
5. ベトナム国の権限機関の公表によりエネルギー消費に関して廃止すべき車両・機器一覧の対象となるものを生産、輸入、行使する行為。

## 第II章

### 産業に係る省エネルギー

#### 第9条. 省エネルギーに関する産業事業者の責任

1. 産業事業者とは、製品の生産・加工、車両・機器の生産・修理に従事する産業の事業者、鉱業の事業者、エネルギーの生産・供給の事業者。

2. 産業事業者の責任としては次の通りである。

a) 省エネに関する年間計画を構築・実施し、エネルギー管理プログラムを事業者の自己品質管理またはクリーン生産システムあるいは環境保護とあわせて同時に実施する。

b) ベトナム国の権限機関が規定するエネルギー消費量の基準・技術規定またはエネルギー消費量基準を適用する。先端的生産モデルおよびエネルギー効率の高い技術・機器を選定し導入する。生産ラインにおいては、より効率の高いエネルギーに取り替え、使用する。

c) 照明・換気・冷却システムを最大限に利用するために技術的対策・工場の設計に取り組む。また、自然光・自然換気を最大限に活用する。

d) エネルギー損失量の低減を図るべく、生産ラインにある車両・機器に対する運転手順・修理・メンテナンスシステムを実施する。

d) 政府首相が規定した低科学技術を利用した車両・機器またはエネルギー消費量の高い車両・機器を段階的に廃止する。

3. 商工省は、関連省庁または同格の機関と協力して産業界別に適用するエネルギー消費量基準および技術的規制を規定する。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

## 第10条. 製品生産・加工・処理の事業者に係る省エネルギーに関する措置

製品生産・加工・処理の事業者は、規定の基準または技術的規制あるいはエネルギー消費量基準に基づき、次の技術的対策および管理対策を選定し導入する。

1. 製品生産・加工のラインの近代化を図り投入する。省エネおよび環境保護を図り、低科学技術を利用した設備あるいはエネルギー消費効率が低い設備を入れ替える。

2. 次の各工程の改善および合理化。

a) ボイラー、加熱炉、焼成窯、乾燥窯を利用して燃焼する。

b) 加熱・冷却設備の中で熱交換させる。

c) 熱の電気への変換、電気の動力・熱などへの変換。

3. ボイラー、加熱炉、窯、窯乾燥から出た熱および温水熱を回収し、生産または生活において利用することに取り組む。

4. エネルギー損失量の低減を図り、配電および熱供給システムにおいても技術的対策を導入する。

5. 施設の新設もしくは入れ替え或いは修理の際に、電気エンジン・ボイラー・高効率のポンプ、インバータ装置、モータ速度制御装置を使用する。

6. 電気や熱の負荷が発生する可能性がある製品の生産・加工事業者に対して熱電交換技術を導入する。

## 第11条. 車両・機器の製造・修理に関する事業者に係る省エネルギーに関する措置

車両・機器の製造・修理に関する事業者は、規定の基準または技術的規制あるいはエネルギー使用量基準に基づき、次の技術的対策または管理対策を選定し導入する。

1. 低科学技術を利用した設備の取替え計画を作成して実施する。優れた技術・自動化技術を利用する設備・機械を設置することに投資する。

2. 省エネの実証を受けた焼成技術・材料冶金（精錬？）・インゴット化・フライス・旋盤・製品加工を導入する。

3. クレーンおよび工場内のリフト装置ならびに運搬車両の出力に合わせたインバータ装置、速度可変電動モータ制御装置を設置する。省エネルギーを図り、生産ラインを合理的に配置する。

## 第12条. 鉱業の事業者に係る省エネルギーに関する措置

鉱業の事業者は規定の基準または技術的規制、あるいはエネルギー使用量基準に基づき、次の技術的対策および管理対策を選定し導入する。

1. 鉱業の各工程に用いる車両・機器が消費する燃料・電気・水の供給量を削減するために合理的な採掘工程を導入する。

2. 省エネおよび採掘作業の能率向上を図り、炭鉱現場の状況に適する車両・機器を選定する。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

3. 鉱物の篩い、選別、加工、運搬において省エネ技術を導入する。

4. 省エネルギーを図り、地下鉱山の中の換気システムを合理的に設計し、設置する。

### 第13条. エネルギーの生産・供給の事業者に係る省エネルギーに関する措置

1. エネルギー生産・供給の事業者は、規定の基準または技術的規制あるいはエネルギー使用量基準に基づき、次の技術的対策および管理対策を選定して導入する。

a) エネルギー消費量の効率が高い技術を選定する。測定設備を十分に設置し、設備の運転時の各種数値をチェックする。発電所の出力が設計能力を実現できるように定期的に炉・設備・付属設備の調整・メンテナンスを行なう。

b) 高温の排気ガス・排水の熱を回収し、燃焼過程・燃料の乾燥過程、炉への水の加熱過程に再使用し、発電機の発電効率を高める。

c) 発電所は、国家給電システム調整機関の電気要求規定を厳守する。自給電気の低減を図りその計画を作成し、実施する。

d) 水力発電所は、貯水湖あるいは貯水湖システムを活用する各工程を厳格に運用し、安全的な発電を確保し、生産や生活への用水を調整することに取り組む。

d) 送電・配電事業者は、送電や配電のシステムにおける電気損失量の低減を図るプログラム・計画・使用量範囲およびそれに関わる方策を具体的に設定しなければならない。

e) 燃料の採取・供給の事業者は、エネルギーの損失量の低減、環境汚染やエネルギー浪費の予防を図り、適切な貯蔵・運搬車両を安全的に使用しなければならない。

g) 石炭・石油を採掘する事業者は、その過程で出るガス・その他のエネルギーの採取計画を持つこと。

2. 政府首相の規定により、石炭・ディーゼルガスを利用した低科学技術または低能率の発電所を新設しない。

### 第14条. 省エネルギーに関する手工芸の事業者の責任

手工芸の事業者は、本法第9、10、11条に規定される省エネルギーを図り、その事業の規模や業種にあわせた技術および管理対策を選定し、導入する。

## 第III章

### 建設事業・公共照明事業に係る省エネルギー

#### 第15条. 建設事業に係る省エネルギーに関する措置

1. 照明・換気・冷却・暖房に消費されるエネルギーの損失量を削減するために自然条件に合った設計または建築デザインに関する対策を適用する。

2. ベトナムの権限機関の公表または認定によるエネルギー消費効率に関する国家基準または外国基準に合った断熱資材を使用し、壁・屋根・ドア・窓からの伝熱の低減を図る。

3. ベトナム国の権限機関の公表または認定によるエネルギー消費効率に関する

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

国家基準または外国基準に基づいて生産されるエネルギー効率の高い車両・機器を使用し、設置する。

4. 建設物件の規模に合わせ、適切なエネルギーを使用する車両・機器を運転するための管理システムまたは自動化システムを導入する。

5. 電気・熱の測定装置、室内温度の制御装置および電気・熱の供給システム制御装置を気候状況および使用目的ごとに構内の各場所に設置する。

6. 建設物件において省エネ建材、無焼成材料を利用し、太陽光およびバイオマスを利用する装置を設置する。

7. 建設物件に対して省エネルギーに関する基準・技術規制およびエネルギー使用量基準を適用する。

### **第 16 条. 建設事業に係る省エネルギーに関する国家管理機関の責任**

1. 建設省は、商工省および関連省庁または同格の機関と協同で、エネルギーの使用範囲、設計・施工・建材に関する技術的規制を公表し、省エネルギーを図る。

2. 各省・中央直轄市の人民委員会（以下、省レベル人民委員会という）は、現地の建設事業における省エネルギーに関する規定の実施を厳格且つ統一的に管理・コントロールする責任がある。

3. 建設に関するベトナムの権限機関は、工事中の新築物件または改造物件に対して省エネルギーに関する規定の実施を監視する責任がある。また、その規定に違反した物件を発見した場合、その物件に対して適宜に処分する責任がある。また、省エネルギーを図り、エネルギーの使用範囲または技術的規制を適用しない建設物件に対しては、建設許可書を交付しないこととする。

### **第 17 条. 省エネルギーに関する公共照明事業の責任**

公共照明システム管理施設の投資主、または施設所長は、次の事業を実施する責任がある。

1. 施設ごと、地域ごとに基準および技術的規制に基づく公共照明システムを保障する。また、高効率の照明機器、再生エネルギー資源を使用する照明機器を優先的に利用し、自然光を最大限活用する。

2. 公共照明機器を修理・交換・新設する際、省エネ商品と認められた照明機器を使用する。

3. 日・季節・地区・地域に適した公共照明システムを運転する。

### **第 18 条. 公共照明事業における省エネルギーに関する国家管理の責任。**

1. 建設省は、省エネルギーを実施するための公共照明に関する技術的規制・規定を公表する。

2. 科学技術省は公共照明におけるエネルギー消費効率に関する国家基準を公表する。

3. 省レベル人民委員会は、公共照明事業における電気節約に関する規定の実施を管理・コントロールする各措置を均一的に適用する責任がある。区・市レベル人民委員会または町・地区レベル人民委員会は、与えられた権限により公共照明事業

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

を管理する。

## 第 IV 章 交通運輸事業に係る省エネルギー

### 第 19 条. 交通運輸事業に係る省エネルギーに関する措置

1. 組織・個人が公共交通システム発展に関するコンサルタント・設計・投資の活動、省エネ運輸用車両を生産・使用する活動、液化石油ガス・天然ガス・電気・混合燃料またはガソリン・油の代替可能なバイオマス燃料を採取・実用する活動を推奨する。

2. 交通運輸サービスを経営する組織・個人は次の措置を選定し、実施する。

a) 省エネルギーを図り、輸送路線や運搬車両を合理化する。

b) エネルギーの消費量を削減するために管轄権限範囲における運搬車両の保守・修理に関する規定を適用する。

c) 省エネルギーを図り技術的対策・管理・運搬運営対策を適用する。

3. 交通施設の新設・改造の際の投資主または下請け業者は次の責任がある。

a) 認許されたプロジェクトに利用する省エネルギーに関する対策を実施する。

b) 工事作業における省エネルギーに関する対策を導入する。

### 第 20 条. 運搬機器・車両の生産・輸入事業者の責任

1. 運搬機器・車両を生産・輸入する事業者は、次の責任がある。

a) 国家権限機関が公表した運搬機器・車両の生産における技術的規制・エネルギー使用範囲を厳守する。

b) 最先端技術の導入、低燃費・クリーンエネルギー使用・再生エネルギー使用または代替可能なその他のエネルギーを使用した運搬機器・車両を製造する研究を強化する。

2. 運搬機器・車両を輸入する組織・個人は、ベトナム権限機関が公表したエネルギー使用範囲に関する規定を厳守する責任がある。

### 第 21 条. 交通運輸事業に係る省エネルギーに関する国家管理機関の責任

1. 交通運輸省は次の責任がある。

a) 陸路・鉄道・水路・航路の交通システムの企画における省エネルギーに関する対策を導入する。

b) 権限範囲内で関連省庁およびその同格機関と協同し、運輸用車両等に関する技術的規制・エネルギー使用量基準を構築し公表する。

c) 走行期限満了または最低エネルギー効率を下回る運輸用車両等を廃止することを指示し、指導する。

d) 運輸用車両等のエネルギー有効使用の向上を目指し、交通運輸事業者に対してその事業を合理化させるように指導する。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

d) 公共交通システムを開発・活用する投資計画を作成し、鉄道・水路交通またはその結合的交通システムへの利用を強化する。

e) 運輸用車両に関するエネルギー消費量基準への遵守を審査する。

2. 商工省は、運輸用車両等を生産する事業者に対してエネルギー使用量基準・技術規制を適用して遵守するように指導する。

3. 主務である科学技術省は、関連省庁またはその同格機関と協同し、交通運輸において運輸用車両に対するエネルギー使用の国家基準および環境にやさしい燃料を公表する。

4. 各レベルの人民委員会はその権限・任務の範囲内において次の責務がある。

a) 現地の交通運輸システムの企画・発展計画に関する省エネ対策を導入する。

b) 車線・交通導線を合理的に分ける。交通渋滞を解消し、省エネおよび環境保護をはかり幾つかの車両に対して走行時間を規定する。

c) 交通運輸に係る省エネルギーについて分権範囲内の任務を遂行する。

## 第V章

### 農業に係る省エネルギー

#### 第22条. 農業に係る省エネルギーに関する措置

1. 農業事業省エネルギーを実施するよう企画・計画を立案する。

2. 農業に従事する組織・各世帯・個人は次の省エネルギーに関する対策を選定し、実施する。

a) 農産物の生産・加工・保管・運搬に関する機器の効率化を図り、研究成果・技術改善を導入する。

b) 農産物の生産・加工・保管・運搬の工程においてクリーンエネルギーまたは再生エネルギーを使用する機器・技術を導入し、農業を推進する。

c) ベトナムの権限機関の規定により農業・水産事業用の低科学技術または低効率の機器・車両・機械を段階的に廃止させる。

d) 省エネルギーに関する宣伝活動・啓蒙活動・コンサルタントを実施する。

#### 第23条. 灌漑事業に係る省エネルギーに関する措置

1. 灌漑システムを合理的に企画し、貯水・運河体系を最適化し、自然の水流を利用する。

2. 灌漑システムの配水・給水ポンプステーションのポンプ能力を合理的に運転し活用する。

#### 第24条. 農業農村の事業に係る電気損失量の低減および再生可能なエネルギーの使用

1. 電氣的安全を確保し、電力損失を削減することを図り、技術的基準・規制に基づく農村の電力網を改善し導入する。

2. 現地にある水力・風力・太陽光・バイオガス・農業副産物およびその他の再



【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

生可能なエネルギーを生産・使用することを推奨する。

3. バイオマス燃料を生産するための原料地域の企画に沿って原料地域を合理的に開発する。

#### **第 25 条. 農業事業に係る省エネルギーに関する国家管理機関の責任**

1. 農業・農村開発省の責任は下記の通りである。

a) 本法第22条、第23条および第24条の2および3に規定された事項の実施を指導する。

b) 主務機関として関連各省庁、同格機関、省レベル人民委員会と協同しバイオマス燃料生産のための原料植樹地域を企画し、政府首相に認可を申請する。

2. 省レベル人民委員会の責任は下記の通りである。

a) 現地における灌漑システムの企画を構築・実施する事業を指導する。

b) 政府首相により認可されたバイオマス燃料生産のための原料植樹地域の企画を実施する事業を指導する。

c) 農業に係る省エネルギーに関する諸規定の実施に対する管理・審査活動を強化する。

### **第 VI 章**

#### **サービス事業および各世帯に係る省エネルギー**

#### **第 26 条. サービス事業に係る省エネルギーに関する責任**

ホテル、スーパーマーケット、レストラン、店舗、娯楽施設、体育スポーツ施設およびその他のサービス業施設のオーナーは次の責任がある。

1. 建設・照明・車両および設備等の管理に係る省エネルギーを実施する。

2. 照明・デコレーション・広告等に係る高出力の機器および電気消費量が多い機器を最高消費時に使用することを低減する。

3. サービス事業に係るエネルギーの損失量を低減するために車両・機器を点検、修理、メンテナンスを行なう。

#### **第 27 条. 各世帯に係る省エネルギーに関する措置**

国は各世帯に対して次の省エネルギーに関する対策の実施を推奨する。

1. 自然光および換気を利用する住宅の設計・建設

2. 断熱材料および省エネ家電の使用。再生可能なエネルギーを使用する車両・機器等の増加

3. 高出力の機器および消費電力量が多い機器を最高使用時に使用することを低減する。

4. 照明器具や家電製品に係る省エネルギーを実施する生活様式・習慣を築く。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

## **第 28 条. サービス事業および各世帯に係る省エネルギーに関する国家管理機関の責任**

1. 各省庁およびその同格機関は任務・権限の範囲内でサービス事業および各世帯に係る省エネルギーに関する本法の規定が実施されるように指導する責任がある。

2. 各レベル人民委員会はその任務・権限の範囲内で下記の規定を実施する責任がある。

- a) サービス事業者および各世帯が省エネルギーを実施するように宣伝・啓蒙する。
- b) 現地のサービス事業者に係る省エネルギーに関する諸規定の実施を管理する。
- c) エネルギー使用合理化の家族モデルを目指すよう各家庭に対して運動する。

## **第 VII 章**

### **国家予算を使用する投資事業、機関・事業者に係る省エネルギー**

## **第 29 条. 国家予算を使用する投資プロジェクトに係る省エネルギーに関する措置**

国家予算を使用するインフラ施設の新規投資プロジェクトまたはその改造プロジェクト或いは建築物のデベロッパーは、プロジェクトのすべての段階において、本法に定められた事業部門に関する規定および省エネルギーに関する他の法規の規定を遵守しなければならない。

## **第 30 条. 国家予算を使用する機関・事業者に係る省エネルギーに関する措置**

1. 毎年、各大臣、省庁同格機関長、省レベル人民委員会委員長は、国家予算を使用する所属機関に対して、省エネルギーに関する計画を作成・実施することを指導する責任がある。なかにも、事務所および直属の建築物に対するエネルギー使用の目標・エネルギー対策・エネルギー使用総量の項目、そのエネルギー使用の状況報告を含む。また、省エネルギーに関する内部の規制を作成・実施し、エネルギー使用の基準・技術規定にあった車両・機器の運転を保障する。

2. エネルギー消費の指定事業者が属する機関に関してはエネルギー診断を行わなければならない。

3. 政府首相は、配給・購入できる省エネの車両・機器の一覧を公表する。また、国家予算を使用する事業者に対して省エネルギーに係る褒賞対象事業者一覧または違反対象事業者一覧を公表する。

## **第 31 条. 省エネルギーに関する計画の実施に対する国家予算を使用する機関・事業者の長の責任**

1. 毎年、機関・事業者の省エネルギーに関する計画・措置を作成し、該当機関のエネルギーの使用に関する規制を公表する。

2. 現地の行政管理機関にエネルギー使用の計画を申告し、それを実行する計画・措置・実施規制を機関の全職員に周知する。

3. エネルギー使用計画の実施に伴う審査、評価をし、機関の職員に対して褒賞・罰則処分を導入する。

## 第 VIII 章 エネルギー消費の指定事業者に係るエネルギー使用への管理

### 第 32 条. エネルギー消費の指定事業者

エネルギー使用の指定事業者は、政府の規定に基づいてエネルギーの年間消費総量が大きいとされる事業者である。

主務の商工省は、各省庁およびその同格機関または省レベル人民委員会と協同して各年のエネルギー使用の指定事業者一覧を政府首相に提出し公表する。

### 第 33 条. エネルギー使用の指定事業者の責任

1. 事業分野に関する本法の各規定を遵守する他、エネルギー使用の指定事業者は次の責任がある。

a) 生産・経営に適する省エネルギーに関する年次計画および5カ年計画を作成し、実施する。現地の権限ある行政機関に省エネルギーに関する計画の実施結果を報告する。

b) 省エネルギーに関する計画の実施に係る集団または個人の責任制を講じる。

c) 本法第35条の規定によりエネルギーに関する管理士を指定する。

d) 3年ごとのエネルギー診断を義務とする。

d) 権限のある行政機関の施行規則に基づくエネルギー管理方式を導入する。

e) 施設の新設、改造、拡大に係る省エネルギーに関する規定を実施する。

2. 主務商工省は、エネルギー使用の指定事業者が省エネルギーに関する年次計画および5カ年計画を作成・実行するように各省庁およびその同格機関ならびに省レベル人民委員会と協同して、施行規則を定め、年次および5年ごとの定期報告書の書式を規定する。

### 第 34 条. エネルギー使用の指定事業者に対するエネルギー診断

1. エネルギー使用の指定事業者はエネルギー診断を実施する際に、内部自己診断またはエネルギー診断業者への依頼という形をとる。

2. エネルギー診断業者は次の条件を満たさなければならない。

a) 法律の規定による法人である。

b) エネルギー診断士は、エネルギー診断士免許証をもつ

c) エネルギー診断のための車両・機器が整備される。

3. エネルギー使用の指定事業者は、前項の**b,c**に規定される条件が整った場合、エネルギー診断に関する内部自己診断を行う。

4. 商工省は、エネルギー診断の実施に関する具体的な手順・手続きを定める。また、エネルギー診断士の育成内容・カリキュラムを決め、免許証の発行機関、認定機関、免許証の取り消しに関する規定を定める。

### 第 35 条. エネルギー使用の指定事業者におけるエネルギー管理者の資格・任務

1. エネルギー使用の指定事業者におけるエネルギー管理士は次の条件を満たさ

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

なければならない。

a) 工業生産・建設・サービスの分野に係るエネルギー使用の指定事業者の場合、エネルギーまたは関連工学を専攻する短大以上の卒業証書を取得していること。農業・交通運輸の分野に係るエネルギー使用の指定事業者の場合、関連工学を専攻する高校専門学校の卒業証書を取得していること。

b) 権限機関が交付するエネルギー管理証明書を取得していること。

2. エネルギー管理士はエネルギー使用の指定事業者の長に次の任務を果たすために補助する責任がある。

a) 省エネルギーに関する年次計画および5カ年計画を作成する。

b) エネルギーを使用する活動を管理するネットワークを築き、エネルギー管理モデルを導入する。

c) 承認された省エネルギーに関する目標および計画を実施するための措置を実行する。

d) 省エネルギーに関する措置の実施に対する審査、評価を行う。

d) 設備機器および生産ラインのエネルギー消費に関する需要をチェックし、機器の新設・改良・修理に係るエネルギー消費への需要の変動を管理し、規定された定期的報告制度を実施する。

e) エネルギー使用に関する広報・宣伝・育成・研修を計画する。

3. 商工省はエネルギー管理に関する教育内容・カリキュラムを規定し、その証明書の発行機関・認定機関を規定する。

### **第 36 条. エネルギー使用の指定事業者に対する国家行政管理機関の責任**

1. エネルギー管理に関する権限機関は次の責任がある。

a) エネルギー使用の指定事業者のエネルギー使用の状況を定期的に監視する。また、各指定事業者から届けられた年次計画および5カ年計画の実施報告書を規定のとおり受領し、保管する。

b) 本法題33条に規定されたエネルギー使用の指定事業者のエネルギー使用の状況に関する定期的な報告書に基づき、その事業者の生産・経営計画に適する年次計画および5カ年計画ならびにエネルギー使用量総量の補正への指示・指導を行う。

2. エネルギー使用の指定事業者は、本法第 33 条、第 34 条、第 35 条に定められた規定および省エネルギーに関する関連法律の規定を実施しない場合、法律の規定により処分される。

## **第 IX 章**

### **エネルギーを消費する車両・機器等への管理**

#### **第 37 条. 車両・機器に対する省エネルギーに関する管理措置**

政府は車両や機器に係る次の省エネの管理措置を導入する。

1. 車両・機器のエネルギー効率基準および最低エネルギー効率数値を設定し、

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

公表する。

2. エネルギーを消費する車両・機器に対するエネルギーラベリング制度を実施する。

3. 車両・機器のエネルギー消費に関する情報を公開する。

4. 最低エネルギー効率の数値を下回る車両・機器を廃止する。

5. 本条の規定に違反する行為を処分する。

### **第 38 条. エネルギー効率基準・最低エネルギー効率数値の設定・公表**

1. 車両・機器に関するエネルギー効率基準および最低エネルギー効率数値の設定は次の要件を満たさなければならない。

a) 省エネおよび環境保護の目標を実行する。

b) 経済社会の発展、ベトナムの科学技術のレベルに適し、地域または国際社会への参入に応えられる。

c) エネルギー効率が高い、省エネ商品の市販に向けて商品開発・生産・供給を推奨する。

2. 科学技術省は5年間ごとにエネルギー効率基準および最低エネルギー効率数値を公表する。

### **第 39 条. エネルギーラベリング**

1. エネルギーラベリング車両・機器一覧の対象となる車両・機器は、販売する前にエネルギーラベリングが義務付けられる。

2. 車両・機器の輸入業者は、権限機関が発行したエネルギーラベリング証明書を受けた後、車両・機器にエネルギーラベルの貼付を実施する。

3. 車両・機器は実験室で試験を受け、エネルギー効率基準に合格した後に、エネルギーラベリング証明書の交付を受ける。

4. 商工省は次の事項について責任がある。

a) 政府首相が公表するためのエネルギーラベリング車両・機器一覧を作成し、その一覧および実施計画の方針を政府首相に提案する。

b) エネルギーラベルの項目・規格を規定する。

c) エネルギー効率基準に基づく実験証明書を発行できる実験室の資格を規定する。

d) 車両・機器に対するエネルギーラベリング証明書を発行する手順・手続き等を規定する。

d) 輸入車両・機器に貼付するエネルギーラベルの認定について規定する。

### **第 40 条. 最低エネルギー効率数値を下回る車両・機器の管理**

1. 最低エネルギー効率数値を下回る車両・機器は政府首相が規定した品目および路線に基づいて廃止される。

2. 最低エネルギー効率数値を下回る「廃止車両・機器一覧の対象」となる車

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

両・機器を生産・輸入しない。

3. 科学技術省は、商工省・関連省庁およびその同格機関と協同して、各時期に亘るわが国の経済社会発展・科学技術レベルを鑑みて廃止すべき車両・機器の一覧および廃止方針を作成し、政府首相がそれを公表するように提示する。

## 第 X 章 省エネルギーに関する推進措置

### 第 41 条. 省エネルギーに関する活動への優遇

1. 省エネルギーを推進するプロジェクトへの補助金は、省エネルギー国家プログラムの予算から検討され支給される。

2. 省エネ商品を生産する組織・個人、省エネ技術を利用して生産ラインまたは生産規模拡大する組織・個人は次の優遇策・補助の対象となる。

a) 税関に関する法律の規定による輸出入税、企業所得税に対する優遇。

b) 土地に関する法律の規定による優遇

c) 開発銀行・科学技術開発基金・国家技術革新基金・環境保護基金からの優遇的資金を借り入れることができる。また、ハイテク開発国家プログラム・合理化国家プログラムからの補助金を支給される。

d) 本法または関連法律に規定される他の優遇。

3. 省エネ技術開発の研究に用いる車両・機器・部品・資材および国内で生産できない省エネ商品、運輸用省エネ車両、液化石油ガス・天然ガス・電気・混合燃料・バイオマス燃料を使用する車両かつ政府の規定による輸入税免除品目一覧の対象となるものは、税関に関する法律の規定を適用して輸入税が免除される。

### 第 42 条. 省エネルギーに関する研究・技術の強化

1. ベトナム政府は、省エネルギーに関する研究また技術の実用・拡大を図る各組織・個人を推奨し、その活動のための環境を整える。

2. 各省庁およびその同格機関または省レベル人民委員会は、省エネルギーに関する研究・技術開発に対して補助金を準備し、その研究開発プログラムを構築する。

3. 優先される省エネルギーに関する研究、技術の実用・開発は下記のものに含まれる。

a) 工業・建設・農業・交通運輸の各分野に係るエネルギー消費効率の向上を図る技術の実用化またはその開発。

b) エネルギー効率の高い車両・機器を生産するための技術的対策を実用化し、設備の改良・改善・グレードアップを図る。

c) 建設物件の設計・施工および建材生産に省エネルギーに関する措置の実用化を図る。

d) 電気及び熱のコージェネレーション技術の開発、タービンの利用率を向上させる、熱エネルギーの利用を増加させるための技術的な解決策。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

d) エネルギー効率が高く、環境汚染を減らす、クリーンコール技術、石炭ガス化及び液化技術を開発、利用する。

e) 従来燃料の代替エネルギーを研究・開発する。

#### **第 43 条. 省エネルギーに関する宣伝・教育・コンサルタントサービスの推進**

政府は組織・個人の次の活動を推奨し、その実施環境を整える。

1. 省エネルギーに関する法律の規定を遵守する認識を高めるための宣伝活動・運動を計画、実施する。

2. 省エネルギーに関する項目を学校教育として適切な形で実施する。

3. 次の活動を実施するためにエネルギーに関するコンサルタントサービスを実施する。

a) エネルギー診断

b) 省エネまたは環境にやさしい技術の移転。

c) 先進的エネルギー管理事業を導入するための育成・コンサルタント事業

d) エネルギー使用者に対する省エネ措置の実施におけるコンサルタント事業

d) 省エネルギーに関する情報を提供し、周知させる。

e) 省エネルギーに関する他のサービス。

### **第 XI 章**

#### **省エネルギーに関する国家管理機関の責任**

##### **第 44 条. 省エネルギーに関する国家管理機関の責任**

1. 政府は省エネルギーに関してベトナム国全体のエネルギー管理統括者となる。

2. 商工省は、省エネルギーの国家管理業務を実施することに関して政府に対して責任をとる。

3. 各省庁・その同格機関は与えられた任務・権限の範囲内で、政府が分担した責務として省エネルギーに関する行政的管理業務を実施する。

4. 各民間人は与えられた任務・権限の範囲内で政府が分担した責務として省エネルギーに関する行政的管理業務を実施する。

##### **第 45 条. 省エネルギーに関する商工省の責任**

1. 省エネルギーに関する法規・戦略・企画・政策・エネルギーの使用計画を権限内で公表し、または公表できる権限機関に提案し、それらを政府により分担された責務として実施する。

2. 主務機関として各省庁・その同格機関・省レベル人民委員会と協同し、省エネルギーに関する行政管理を実施する。

3. 国家エネルギーに関するデータベースをシステム化する。

4. 省エネルギーに関する法律を周知・教育する。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

5. 省エネルギーに係る研究活動、技術の実用・移転を実施する。

6. 省エネルギーに関する法律の規定に基づく審査、検査、苦情や告訴の処理、違反行為の処分を行なう。

#### 第46条. 省エネルギーに関する省レベル人民委員会の責任

1. 現地の経済社会発展計画にあわせた省エネルギーに関する計画を作成する。

2. 省エネルギーに関する体制・政策・計画を実施する。

3. 省エネルギーに関する法律の規定に基づく、現地での審査、検査、苦情や告訴の処理、違反行為の処分を行なう。

### 第 XII 章 施行条項

#### 第47条. 施行期日

本法は2011年1月1日より発効する。

#### 第48条. 細則および施行規則

政府は本法に規定された各条項の細則および施行規則を規定する。また、行政管理において、本法に必要となる他の項目に関する施行規則を定める。

---

本法はベトナム社会主義共和国第7回第2期国会会議において2010年6月17日に通過された。

国会会長

グエン フー チョーン  
Nguyễn Phú Trọng